7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が近接を行わない場合
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 329 単位）	×70/100	×70/100	1日につき＋30単位	8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	＋5／100	1日につき＋50単位	1月につき＋230単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1020単位 同意日の属する月から6月超 1月につき＋700単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1920単位	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき＋2000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき＋1000単位）	減算 対象月から6月以内×85／100	1日につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （ 358 単位）																					
			要介護3 （ 388 単位）																					
			要介護4 （ 417 単位）																					
			要介護5 （ 448 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 343 単位）																					
			要介護2 （ 398 単位）																					
			要介護3 （ 455 単位）																					
			要介護4 （ 510 単位）																					
			要介護5 （ 566 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 444 単位）																					
			要介護2 （ 520 単位）																					
			要介護3 （ 596 単位）																					
			要介護4 （ 673 単位）																					
			要介護5 （ 749 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1 （ 559 単位）																					
			要介護2 （ 666 単位）																					
			要介護3 （ 772 単位）																					
			要介護4 （ 878 単位）																					
			要介護5 （ 984 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1 （ 726 単位）																					
			要介護2 （ 875 単位）																					
			要介護3 （ 1,022 単位）																					
			要介護4 （ 1,173 単位）																					
			要介護5 （ 1,321 単位）																					
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 329 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2 （ 358 単位）																					
			要介護3 （ 388 単位）																					
			要介護4 （ 417 単位）																					
			要介護5 （ 448 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 343 単位）																					
			要介護2 （ 398 単位）																					
			要介護3 （ 455 単位）																					
			要介護4 （ 510 単位）																					
			要介護5 （ 566 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 444 単位）																					
			要介護2 （ 520 単位）																					
			要介護3 （ 596 単位）																					
			要介護4 （ 673 単位）																					
			要介護5 （ 749 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1 （ 559 単位）																					
			要介護2 （ 666 単位）																					
			要介護3 （ 772 単位）																					
			要介護4 （ 878 単位）																					
			要介護5 （ 984 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1 （ 726 単位）																					
			要介護2 （ 875 単位）																					
			要介護3 （ 1,022 単位）																					
			要介護4 （ 1,173 単位）																					
			要介護5 （ 1,321 単位）																					
ロ 大規模の事業所（Ⅰ）の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 323 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2 （ 354 単位）																					
			要介護3 （ 382 単位）																					
			要介護4 （ 411 単位）																					
			要介護5 （ 441 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 337 単位）																					
			要介護2 （ 392 単位）																					
			要介護3 （ 448 単位）																					
			要介護4 （ 502 単位）																					
			要介護5 （ 558 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 437 単位）																					
			要介護2 （ 512 単位）																					
			要介護3 （ 587 単位）																					
			要介護4 （ 662 単位）																					
			要介護5 （ 737 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1 （ 551 単位）																					
			要介護2 （ 655 単位）																					
			要介護3 （ 759 単位）																					
			要介護4 （ 864 単位）																					
			要介護5 （ 969 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1 （ 714 単位）																					
			要介護2 （ 861 単位）																					
			要介護3 （ 1,007 単位）																					
			要介護4 （ 1,152 単位）																					
			要介護5 （ 1,299 単位）																					
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 323 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2 （ 354 単位）																					
			要介護3 （ 382 単位）																					
			要介護4 （ 411 単位）																					
			要介護5 （ 441 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 337 単位）																					
			要介護2 （ 392 単位）																					
			要介護3 （ 448 単位）																					
			要介護4 （ 502 単位）																					
			要介護5 （ 558 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 437 単位）																					
			要介護2 （ 512 単位）																					
			要介護3 （ 587 単位）																					
			要介護4 （ 662 単位）																					
			要介護5 （ 737 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1 （ 551 単位）																					
			要介護2 （ 655 単位）																					
			要介護3 （ 759 単位）																					
			要介護4 （ 864 単位）																					
			要介護5 （ 969 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1 （ 714 単位）																					
			要介護2 （ 861 単位）																					
			要介護3 （ 1,007 単位）																					
			要介護4 （ 1,152 単位）																					
			要介護5 （ 1,299 単位）																					

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、各示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

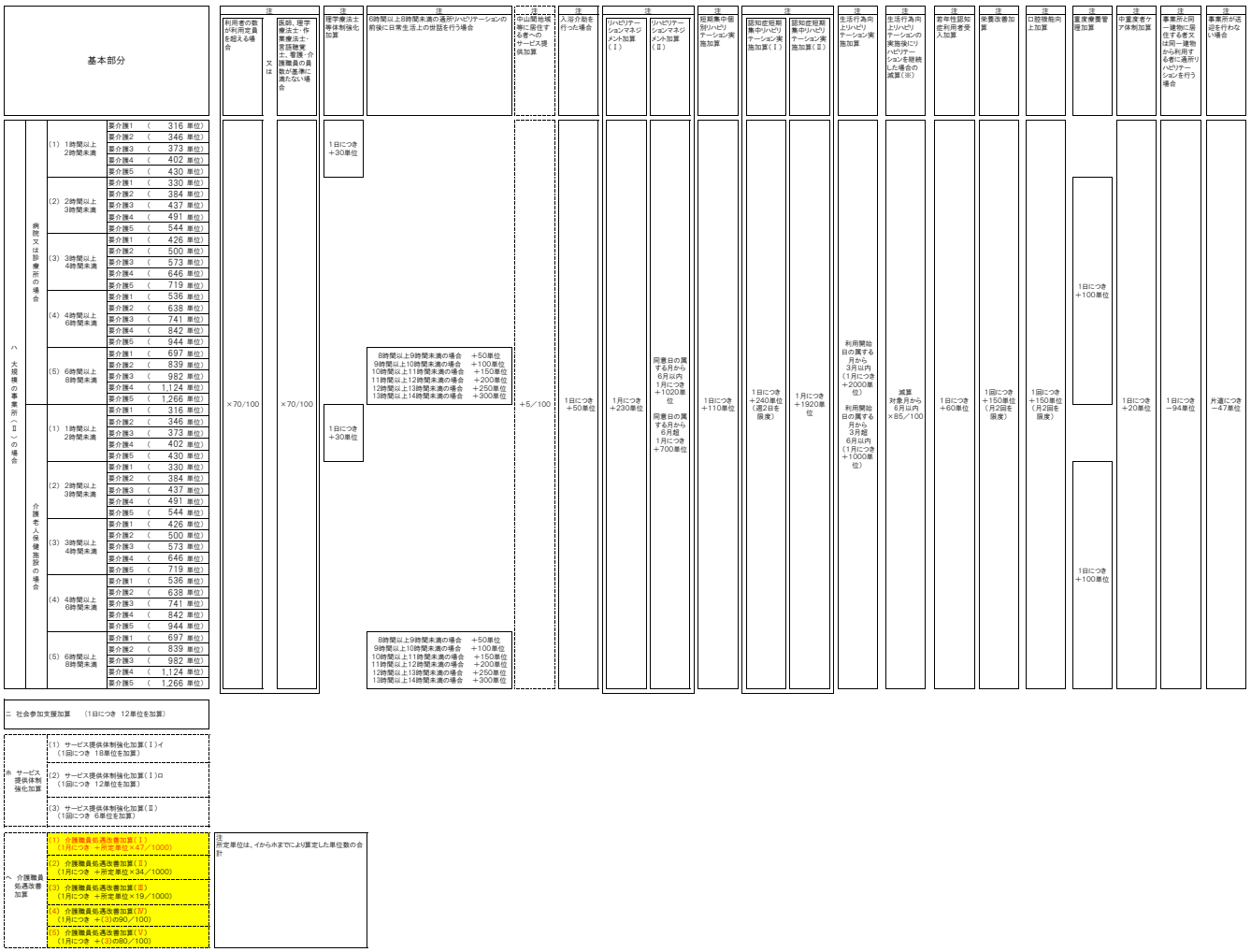

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。